

○美作市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則

平成29年 9 月28日

農業委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美作市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任の手續等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第 2 条 推進委員は、次に掲げる方法により選定された候補者の中から選任する。

- (1) 一般推薦 美作市内に住所を有する者からの推薦
- (2) 団体推薦 農業者が組織する団体等からの推薦
- (3) 一般募集 農業委員会がする募集に対する応募

(担当地区及び担当者数)

第 3 条 推進委員が担当する地区及び当該地区ごとの担当者数は、次のとおりとする。

担当地区	担当者数
勝田地域	3 人
大原地域	4 人
東栗倉地域	2 人
美作地域	6 人
作東地域	7 人
英田地域	4 人

(推薦及び応募の資格)

第 4 条 推進委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員の委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 美作市内に住所を有する者であること。（ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。）
- (2) 美作市の職員でないこと。
- (3) 美作市暴力団排除条例（平成23年美作市条例第22号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(推薦手続等)

第5条 第2条第1号及び第2号に掲げる推薦の手続は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 一般推薦は、美作市内に住所を有する者3名以上の連名により、その代表者が文書により推薦するものとする。

(2) 団体推薦は、当該団体等の代表者が文書により推薦するものとする。

2 前項各号に定める文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 推薦する地区

(2) 推薦をする者の代表者の住所、氏名、職業、年齢及び性別

(3) 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

(4) 被推薦者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況

(5) 推薦の理由

(6) 推薦をする者が同一の者について農業委員及び推進委員の両方に推薦しているか否かの別

3 第1項各号に規定する文書は、郵送、ファックス、電子メール等により農業委員会長に提出するものとする。

(募集手続等)

第6条 第2条第3号に掲げる募集を行うに当たっては、応募の文書に次に掲げる事項を記載させるものとする。

(1) 応募する地区

(2) 応募者の住所、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況

(3) 応募の理由

(4) 応募者が、農業委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別

2 前項に規定する文書は、郵送、ファックス、電子メール等により農業委員会長に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第7条 農業委員会は、第2条に規定する候補者の選定に当たっては、前2条に規定する文書を受け付ける期間、提出方法その他必要な事項を公表した上で、次に掲げる手続等により、農業者等関係者への周知に努めるものとする。

(1) 美作市広報紙

(2) 美作市ホームページ

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が適当と認める方法

2 前項に規定する文書を受け付ける期間は、おおむね1月とする。

(推薦及び募集の状況の公表)

第8条 農業委員会は、候補者の選定の状況（省令第12条に規定する事項及び農業委員会が必要と認める事項をいう。）を、期間の中間及び期間終了後に、遅滞なく、担当窓口及び美作市ホームページにおいて公表するものとする。

(候補者の評価)

第9条 農業委員会は、第4条各号に規定する資格を満たした被推薦者及び応募者について、関係者からの意見聴取その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進委員の選任)

第10条 農業委員会は、農業委員会総会における合議によって推進委員を選任する。

2 農業委員会は、前項の選任を受けた者に対し、その旨を連絡するとともに委嘱状を交付するものとする。

(推進委員の補充)

第11条 農業委員会は、推進委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規則に基づき再度選任の手続を行い、速やかに推進委員を補充するよう努めなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。